

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定による消防用設備等の設置維持命令を行ったため、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和元年 9 月 20 日

静岡市消防長 村 田 吉 伸

1 消防対象物

所在地 静岡市駿河区登呂六丁目15番36号

名 称 有限会社馬淵工業

用 途 作業場（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（12）項イ）

2 命令を受けた者

住 所 静岡市駿河区登呂六丁目15番36号

名 称 有限会社馬淵工業 代表取締役 馬淵輝夫

3 命令事項

令和2年2月17日までに、消防法施行令第11条に定める技術上の基準に従い、上記対象物に屋内消火栓設備を設置すること。